平成３０年（フ）第６６号
和歌山市福島699番地　湊幸荘301
債務者　山下　輝美（旧姓城戸・佐武）
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第６７号
和歌山県海南市大野中252番地　セジュールカスガⅡ　206号
債務者　牧野　佳子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第８４号
和歌山県有田郡有田川町大字植野325番地１
債務者　冨永　　操（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第４号
島根県益田市中島町イ1404―13　ハピネス大塚101号室、住民票上の住所島根県出雲市小山町400番地１　静風荘２
債務者　藤森　　潤
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
松江地方裁判所益田支部

平成３０年（フ）第５１３号
北海道江別市上江別南町11番地の１
債務者　長土居　明
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５２７号
札幌市北区篠路３条８丁目９番13―101号
債務者　藤原まゆみ
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４３号
釧路市文苑４丁目12番９号　コーポ輝き１階Ａ号室
債務者　村山浩一郎
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第４８号
群馬県渋川市半田981番地１
債務者　松本　三郎
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５９号
群馬県前橋市下新田町376番地18
債務者　白井はるみ
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第６７号
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町794番地３
債務者　植田　育代
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第７１号
群馬県前橋市富士見町時沢2852番地14
債務者　小野　鈴子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第７７号
群馬県前橋市総社町総社1747番地１
債務者　穂積　　豊
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第７８号
群馬県高崎市中居町２丁目21番地10
債務者　大澤　悦子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第８１号
群馬県安中市松井田町新井1386番地２
債務者　小畑　明夫
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第９７号
埼玉県行田市大字南河原2801番地28
債務者　荻野まゆみ
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第６４号
長野市三輪６丁目22番18号　第２城東コーポ223号
債務者　紺野　知人
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９９号
静岡県沼津市原834番地　ラ・ヴェール原208号、前住所静岡県駿東郡長泉町中土狩370番地の６　アクシスコート長泉1303号
債務者　鈴木　亜蘭
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係